

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況 (令和5年度)

法人名	危険物保安技術協会	根拠法令名	消防法	(昭和62年1月1日民間法人化)																
1. 法人の概要	<p>業務の概要</p> <p>公正・中立的な立場で、屋外タンク貯蔵所に係る技術的な審査、危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する試験、調査及び技術援助を実施</p> <p>1 市町村長等の委託に基づく屋外タンク貯蔵所に係る審査 2 危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する試験、調査、技術援助並びに情報の収集及び提供 3 危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する教育 4 上記に掲げる業務に附帯する業務 5 その他、協会の目的（危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬に関する保安の確保）を達成するために必要な業務で、総務大臣の認可を受けたもの 6 業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、総務大臣の認可を受けて、危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する業務を行うために有する機械設備又は技術を活用して行う審査、試験等の業務その他当該協会が行うことが適切であると認められる業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役・職員数</th> <th>理事長等</th> <th>理事</th> <th>監事</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>非常勤</td> <td>人</td> <td>6人</td> <td>人</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>					役・職員数	理事長等	理事	監事	職員	常勤	1人	1人	1人	35人	非常勤	人	6人	人	1人
役・職員数	理事長等	理事	監事	職員																
常勤	1人	1人	1人	35人																
非常勤	人	6人	人	1人																
2. 事業 (1) 運営費、補助金等		令和5年度(A)	令和4年度(B)	令和4年度比又は令和4年度差(A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況(取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)															
	総収入額	9.1 億円	8.8 億円		① 補助事業の段階的廃止 ② 自主事業による自己収入の拡大等 ③ その他															
	補助金等収入額(①)	0 億円	0 億円																	
	事業による自己収入額(②)	9.1 億円	8.8 億円																	
	①/②×100(%)	0.0 %	0.0 %																	
	経常的運営費用(③)	4.7 億円	4.3 億円																	
	①/③×100(%)	0.0 %	0.0 %																	
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無	(有・無) 無																		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由	(事務・事業名) (理由)																		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由	(理由)																		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) 無 (内容)																		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) 無 (内容)																		
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容	(内容)																		
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) 無 (内容)																		
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有		手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有															
	名称(法令等に基づく検定等には※)	※	対価の額	算定根拠(法令等に基づく検定等については決定方法を付記)																
	屋外タンク貯蔵所に係る審査受託料	※	業務方法書別表に記載	円 円 円 円 円	(決定者) 総務大臣 (決定方法) 総務大臣の認可を得て理事長が業務方法書で定める															
	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無	有		収支状況のインターネットでの公表の有無	有															
	対価を伴う自主事業の有無	有		法人における純利益額	△ 26,839,874 円															
(5) 検査等の事務事業	法令等に基づく検査等の基準の内容				規定方法															
	危険物の規制に関する規則 危険物の規制に関する技術上の基準の細則を定める告示 他				協会審査事務規程 協会審査事務細則															
(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	無		法人の外注金額	円															
	外注しなければならない理由																			
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無) 無 (内容)																		
(7) 事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容(なければその理由)	(有・無) 有 (内容) ・業務方法書(消防法第16条の35、危険物保安技術協会定款第28条) ・予算及び事業計画の総務大臣の認可(消防法第16条の41) ・定款の変更、業務方法書の作成及び変更、予算並びに事業計画の作成及び変更、決算報告書等の作成の理事会の議決(定款第15条) ・業務運営の基本方針(危険物保安技術協会業務方法書第2条) ・危険物保安技術協会決裁規程																		
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容(なければその理由)	(有・無) 有 (内容) ・消防法第16条の23から33(処罰を適用される役職員の身分 ほか) ・危険物保安技術協会定款第8条から13条(役員の欠格条項 ほか) ・危険物保安技術協会職員就業規則																		

3. 機関 (1) 役員 (除 監査役員)	役員選任規程の有無		有	左の規程がない場合、その理由				
	役員の定数		理事長1人 理事9人以内	人	上限と下限の幅がある場合はその幅			
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		理事会において選任され、総務大臣の認可を受けることとなっている					
	役員の任期		2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) 年 (理由)		
	在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容		常勤役員 満65歳まで(理事長は特別の事情がある場合70歳まで) 非常勤役員 満70歳まで(知識・経験が業務運営上特に必要な場合は適用しない)		
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職		前々職	常勤・非常勤	
	理事長 理事 理事 理事 理事 理事 理事	五味裕一 鶴巻郁夫 池田宜永 伊藤正秀 榎学 大江秀敏 土橋律 三宅淳巳	令和6年7月19日 令和6年7月6日 令和4年9月13日 令和3年6月25日 令和1年5月24日 平成28年10月27日 令和2年4月1日 令和4年4月1日	総務省消防庁次長 地方公務員災害補償基金 都城市長 (一財)土木研究センター理事長 東京大学大学院教授 市民防災研究所理事長 東京理科大学教授 横浜国立大学総合学術高等研究院上席特別教授		内閣府大臣官房審議官(防災担当) 総務省消防庁消防大学校 財務省主計局主計補佐官 国土交通省国土技術政策総合研究所長 日本消防検定協会理事長	常 常 非 非 非 非 非	
	特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由			同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由				
	(比率)		%	(比率)		%		
	(理由)			(理由)				
	役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有		
	役員報酬の支給基準の内容			役員退職金の決定方法				
	本俸月額(令和6年1月1日現在) 理事長 926,000円 理事 820,000円			危険物保安技術協会退職手当支給規程第2条による 俸給月額×20/100×在職した月数				
	役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件				
	有	構成員の過半数の出席		出席した構成員の過半数で議決 可否同数の場合には議長が決するところとする				
	(2) 監査役員	監査役員選任規程の有無		有	選任規程がない場合、その理由			
		監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		理事会において選任され、総務大臣の認可を受けることとなっている				
		関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由		監査役員が理事を兼ねている場合、その理由				
実効ある監査を行うためには、以下のとおり、危険物保安技術協会の実務と密接に関連する消防行政等に精通した公正・中立的な立場の人材を登用する必要があるため								
監査役員の任期		2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) 年 (理由)			
在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容		常勤役員 満65歳まで 非常勤役員 満70歳まで(知識・経験が業務運営上特に必要な場合は適用しない)			
役職名		氏名	当初就任年月日	前職		前々職	常勤・非常勤	
監事		坂井和也	令和3年6月30日	総務省大臣官房付(命)自治大学校校長補佐(特命担当)事務取扱		自動車安全運転センター理事	常	
監査役員報酬の支給基準の有無		有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有		
監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員退職金の決定方法					
本俸月額(令和6年1月1日現在) 監事 763,000円			危険物保安技術協会退職手当支給規程第2条による 俸給月額×20/100×在職した月数					

(3) 社団的性格の法人の総会等	総会等の成立要件の有無と内容		総会等における議決要件の有無と内容			
	(有・無)		(有・無)			
	(内容)		(内容)			
法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容（ない場合は、その理由）						
(有・無)						
(内容)						
(4) 評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容			
	評議員会において、予算及び事業計画等について審議している		(有・無)	有		
			(内容)	危険物保安技術協会定款第23条 理事会の議決を経て、かつ総務大臣の認可を受けて理事長が任命する。		
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	無	役員を兼ねている場合、その構成比率（兼務の役員数／評議員会等の構成員数×100）	%		
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由					
	評議員選任規程の有無	有	左の規程がない場合、その理由			
	評議員定数	10人以内	上限と下限の幅がある場合はその幅			
	評議員任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) 年 (理由)		
	在任年齢に関する規定の有無	有	規定の内容	満70歳まで（知識・経験が業務運営上特に必要な場合は適用しない）		
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由					
	(比率)				%	
(理由)						
評議員会規程の有無	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件			
有	構成員の過半数の出席		出席した構成員の過半数で議決可否同数の場合に議長の決するところとする			
4. 財務及び会計 (1) 会計基準の適用	企業会計原則の適用の有無	有	その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名	消防法及び危険物保安技術協会の財務及び会計に関する省令（昭和51年11月10日自治省令第31号）に則って会計処理を行っているが、一部企業会計原則を準用している		
	(2) 余裕金の運用	余裕金（財産）の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) なし (運用方法)	円		
	(3) 長期借入金	長期借入金の有無	無	長期借入金の返済計画の有無	無	
	長期借入金の確実な返済計画の内容					
	(4) 引当金・特別法上の引当金	引当金・特別法上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無（公表していない場合その理由）		
	180,965,400(退職給与引当金) 円		(有無) 有 (理由) 退職給与引当金			
	(5) 公認会計士監査	収支決算額	9.4 億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無		
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由					
	5. 株式の保有等 (1) 基金拠出又は出資	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	無	公益法人、株式会社等への出資の有無	無	
		法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	無	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無	無	
(2) 事業報告書への記載状況		事業報告書への記載内容（未記載の場合その理由）		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの		
名称		間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの				
所在地						
資本金						
事業内容						
役員状況						
従業員数						
持ち株比率						
法人との関係						
6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表			法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
	定款	有	無	有		
	役員名簿	有	無	有		
	組合員等名簿					
	事業報告書・附属説明書類	有	無	有		
	損益計算書又は収支計算書	有	無	有		
	貸借対照表	有	無	有		
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有	無	有		
	監事の意見書	有	無	有		
	事業計画書	有	無	有		
	収支予算書	有	無	有		

(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表			所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由		
	定款		有		有			
	役員名簿		有		有			
	組合員等名簿							
	事業報告書・附属説明書類		有		有			
	損益計算書又は収支計算書		有		有			
	貸借対照表		有		有			
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有		有			
	監事の意見書		有		有			
	事業計画書		有		有			
	収支予算書		有		有			
			所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由 (一部のみ実施の場合も含む)		
	名称		有		有			
	所管する部局(担当局担当課等)の名称		有		有			
	主たる事務所の所在地及び電話番号		有		有			
	設立年月日		有		有			
	代表者の職名及び氏名		有		有			
	主な目的及び事業		有		有			
(3) 所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料				有			
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令							
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合							
(4) 退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無				有			
	公表している主な項目				公表していない場合、その理由			
	氏名、役職、任期、経歴							
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無							
	公表している主な項目				公表していない場合、その理由			
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等	(1) 指導監督の実績等		基準に基づく指導監督の実施の有無	無	指導監督の実績及びその主な内容			
			指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有				
			基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無		指導監督の実績及びその内容			
			基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無					
(2) 所管法人の事務事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無		有	無い場合、その理由				
	当該見直し結果の公表の有無		有	無い場合、その理由				
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無		有	無い場合、その理由				
	政策評価を活用しつつ、3～5年を目途に定期的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性	有		法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	有	所要の措置の結果の公表の有無	無
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性(特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか)	有			有		
		法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性						
		法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性	有			有		
		その他						
指導監督上補足すべき事項(指導監督基準の例外としている事項及びその理由等)								
<ul style="list-style-type: none"> 法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 令和5年度末において基準未適合となっているが令和6年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和5年度の状況に対して令和6年9月1日時点で既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。 								